

# 自然公園内の開発行為は手続きを

## 自然公園制度とは

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健・休養・教化に資することを目的とした制度です。

## 自然公園内で開発行為などを行う場合は

自然公園（国立公園）内では優れた風景地を保護するため、公園計画に基づき、各種開発行為が規制されています。

自然公園内で次のような行為を行う場合には、事前に許可申請または届出の手続きが必要となります。

- 手続きの種類** ○特別地域など・・・許可制（許可基準に照らして適否を判断）  
○普通地域・・・事前届出制（届出後、30 日間の着手制限あり）

## 自然公園内で手続きが必要な行為

| 行為の内容                  | 特別地域       | 普通地域  |
|------------------------|------------|-------|
| 工作物の新築・改築・増築           | ◎          | △※注 1 |
| 木竹の伐採（草本類は含まない）        | ◎          | ×     |
| 木竹以外の植物の採取、損傷          | 指定種◎       | ×     |
| 動物（卵を含む）の捕獲、殺傷、損傷      | 指定種◎       | ×     |
| 鉱物や土石の採取               | ◎          | ○     |
| 河川、湖沼の水位・水量の増減         | ◎          | ○     |
| 指定湖沼への汚・廃水の排出          | ◎          | ×     |
| 広告物の掲出（案内板・慰霊碑・銅像等を含む） | ◎          | ○     |
| 水面の埋立・干拓               | ◎          | ○     |
| 開墾・土地の形状変更             | ◎          | ○     |
| 海底の形状変更                | —          | △     |
| 屋根・壁面等の色彩の変更           | ◎          | ×     |
| 物の集積、貯蔵（屋外）            | 指定物 ◎ ※注 2 | ×     |

◎：要許可 ○：要届出 △：一定条件以上は要届出 ×：許可（届出）不要

上記の表現は厳密ではありませんのでご注意ください。

\* 行為の性格・規模によっては、許可・届出を要しないものがあります。

（自然公園法施行規則第 12・13・13 条の 15・15 条）

\* 動植物の指定種・乗入れ規制等の指定区域は地域ごとに決められていますので、詳細は県環境保護課へご確認ください。

\*（注 1）以下の基準を超える場合届出が必要となります。

陸域：建築物

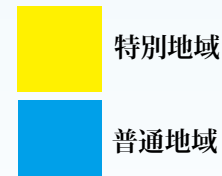
（高さ 13 m または延面積 1,000 m<sup>2</sup>）、鉄塔（高さ 30 m）等

（自然公園法施行規則第 14 条）

\*（注 2）土石、廃棄物等。詳細は県環境保護課へご確認ください。

雲仙天草国立公園

## 図の凡例



■ 問い合わせ先

鹿児島県環境生活部環境保護課

TEL 099-286-2617

長島町